

# 令和6年度 初任者研修 実施要項

岐阜市教育委員会

## 1 ねらい

教職の基礎を固めるため、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付ける。

## 2 対象

初任者研修の対象は、原則として令和6年度に岐阜市立の小学校、中学校及び特別支援学校に採用された教諭とする（以下「初任者」という）。

## 3 研修

初任者研修は、次のとおりとする。

- (1) 初任者は、原則として、学級及び教科等を担当しながら、研修を受ける。
- (2) 初任者は、校内において拠点校指導教員や校内指導教員を中心とする指導及び助言による研修（以下「校内研修」という）を受ける。
  - ① 週5時間程度、年間150時間程度（※150時間を下回らない）の研修を受ける。
    - ・ 新規常勤講師研修を修了した初任者の場合は、週4時間程度、年間120時間程度（※120時間を下回らない）の研修を受ける。
    - ・ 教職大学院を修了した初任者の場合は、週3時間程度、年間90時間程度（※90時間を下回らない）の研修を受ける。
  - ② 校内における具体的実践に基づいて、学習指導や学級経営等の研修を受ける。
- (3) 初任者は、校外において岐阜市教育研究所等における研修（以下「校外研修」という）を受ける。
  - ① 年間14日の研修を受ける。
  - ② 教育活動の基礎・基本や実践的な研修を受ける。
  - ③ 協働体験を通して各種の教育的経験を積むとともに、相互の交流を深め、互いに学び合う関係をつくる。

## 4 年間研修計画

- (1) 岐阜市教育委員会は、年間研修計画を作成する。
- (2) 岐阜市教育委員会は、年間研修計画において、校内における拠点校指導教員や校内指導教員を中心とする指導及び助言による研修、校外における研修の内容及び時期、その他必要な事項を定める。
- (3) 校長は、岐阜市教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、校内組織や校区の状況等の学校の実情に配慮し、拠点校指導教員や校内指導教員の参画を得て、学校における年間指導計画を作成する。

## 5 年間指導計画作成に当たっての留意点

- (1) 年間指導計画においては、校外における研修との関連に配慮して、校内研修の項目及び時期、その他必要な事項を定める。なお、拠点校指導教員や校内指導教員を中心とする指導及び助言による研修が円滑に実施できるよう、研修時間については、初任者の負担軽減に配慮し、できる限り週時程に組み入れる。
- (2) 学校内の他の研修との関連を図り、研修が円滑に行われるように配慮する。特に、初任者が校外研修に出張する際、授業が毎回自習の時間となったり、担任の初任者が学校行事を欠席しなければならない状況になったりしないように配慮する。

- (3) 校内研修の内容については、以下の点に注意し、初任者の実態に応じたものにする。
- ・週時程に位置付く研修（般、研、示、授）を基にして計画し、特に拠点校指導教員や校内指導教員等の示範授業は、30時間〔教職大学院修了者20時間〕以上を確保する。※新規常勤講師研修修了者は、示範授業を受講済みであるが、本人と学校の希望により受講可とする。
  - ・全体の3分の2（100時間〔教職大学院修了者60時間〕＜新規常勤講師研修修了者70時間＞）程度を学習指導（教科、特別の教科道徳、英語科、総合的な学習の時間、特別活動等）、3分の1（50時間〔教職大学院修了者：30時間〕＜新規常勤講師研修修了者：50時間＞）程度を一般指導（学級経営、生徒指導、基礎的素養等）として、初任者の実態に応じたものにするのが望ましい。

校内研修…（〔 〕内は教職大学院修了者、＜ ＞内は新規常勤講師研修修了者）

	学習指導【全体の2/3程度】	一般指導【全体の1/3程度】
時間	100時間程度〔60時間程度〕 ＜70時間程度＞	50時間程度〔30時間程度〕 ＜50時間程度＞
内容	示範授業・・・30時間以上〔20時間以上〕 ＜※受講済＞ 研究授業 授業研究	※「いじめ防止」「文書・会計の扱い」に関する研修を、必ず4月に位置付ける。 ※「救命救急講習」を必ず位置付ける。

- ・「示範授業」と「示範授業の授業者との懇談（授業研究）」は、同一日に設定することが望ましい。また、「示範授業」については、前期に多く位置付け、学級経営や授業の理想モデル等を形成できるよう研修計画を工夫する。
- (4) 修学旅行や宿泊研修等の当日の引率指導の全時間や学校行事等の時間を初任者研修の時間としてはカウントしない。
- (5) 初任者の校外研修に係る後補充のための非常勤講師について、初任者の校外研修に係る授業の後補充に充てるなど各学校で工夫して適切な運用ができるように計画をする。
- (6) 校内研修について、2月中旬をもって研修が完了するよう、年間の見通しを立て計画的にカレンダーに位置付ける。
- (7) 中学校において、校内に初任者と同じ教科の免許をもつ教員がない場合は、他校の教員に指導を受けることができるようにするなど、教科の指導力の育成に配慮する。

## 6 校内の研修体制

- (1) 校長は、拠点校指導教員や校内指導教員を中心とした学校全体としての協力体制を確立するとともに、これを学校運営機構に初任者研修推進委員会として位置付ける。なお、初任者研修推進委員会は、校長、教頭、研修主事、教務主任、学年主任、拠点校指導教員、校内指導教員等で構成する。
- (2) 初任者研修推進委員会では、年間指導計画の作成、実施上の調整、点検、評価、改善等を行う。特に拠点校指導教員と校内指導教員は連携を密にし、初任者に対する指導の役割や内容についての調整等を行う。
- (3) 校長は、拠点校指導教員及び校内指導教員を中心とした初任者に対する指導及び助言が円滑に実施できるようにするため、校内指導教員や初任者の担当授業時数及び校務分掌等を軽減する。
- (4) 校長は、初任者が研修を受ける間、初任者、校内指導教員等の授業が、その他の教員によって、適切に行われるよう配慮する。
- (5) 校長及び教頭は、年間指導計画に従い、研修項目に応じて、初任者の指導及び助言を行う。
- (6) 拠点校指導教員及び校内指導教員等は、校長及び教頭の指導の下に、年間指導計画に従い、初任者に対して指導及び助言を行う。
- (7) 拠点校指導教員及び校内指導教員以外の教員は、校長及び教頭の指導の下に、年間指導計画に従い、拠点校指導教員及び校内指導教員と連携しつつ、拠点校指導教員及び校内指導教員の職務を補充して、初任者の指導及び助言を行う。
- (8) 拠点校指導教員及び校内指導教員は、校長、教頭及び指導教員以外の教員による初任者に対する

る指導及び助言の状況を把握し、年間を通して、系統的、組織的な研修を進める。

## **7 校外の研修体制**

- (1) 岐阜市教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、学校指導課が担当し、岐阜市教育研究所等で行う。
- (2) 拠点校グループ研修は、拠点校指導教員が初任者の研修の計画、実施、研修成果のまとめ等について、実態に応じて指導・助言を行い、実施する。

## **8 拠点校指導教員**

初任者6人につき1人の拠点校指導教員を配置する。校長は、拠点校指導教員のサービスを監督する。拠点校指導教員は、原則として初任者が属する校種と同校種の教員免許を有する者とする。

## **9 校内指導教員**

校長は、副校長、教頭、教諭、講師のうちから校内指導教員を命じる。

## **10 後補充のための非常勤講師（会計年度任用職員）**

県教育委員会は、初任者の校外及び校内研修により生ずる授業の後補充のため、必要となる非常勤講師を任命し、市町村教育委員会に派遣する。

## **11 初任者研修実施校指導教員等連絡協議会**

初任者研修を円滑かつ効果的に実施するため、初任者研修実施校指導教員等連絡協議会を開催する。この協議会には、拠点校指導教員及び校内指導教員が参加する。

## **12 年間指導計画書及び指導報告書等**

校長は、当該学校における年間指導計画書及び指導報告書を岐阜市教育委員会に提出する。保存期間は5年とする。「学級経営簿（週案簿）」についてはこの限りではない。